

令和元年台風第 15 号及び第 19 号により被災された皆様へ

～賃貸型応急住宅のご案内～

東京都では、今回の台風により住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、賃貸型応急住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供します。

1 受付開始日・・・令和元年12月16日（月）

2 入居期間・・・1年以内（都と貸主の承諾がある場合、1年以内の更新が可能です。）

3 対象になる方・・・次のすべてに該当する方

(1) 被災時において、災害救助法の適用を受けた7区17市4町1村（別紙3参照）のいずれかに住所を有していた方

(2) 次のいずれかを満たす方

① 住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用している方や、親族宅等に身を寄せている方

② 「半壊」（「大規模半壊」を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住宅に居住できない方

③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方

(3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方

(4) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方

(5) 現在、緊急一時避難施設としての都営住宅等に入居している方については、次の特別な事情がある方

①通学、②通院、③介護等、④ペットとの同居、⑤発災時に居住していた区市町村に戻る場合、⑥その他住宅の再建に向けて必要と認められる場合

(6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方

4 借上げの対象となる住宅・・・原則として、次のいずれにも該当する都内の民間賃貸住宅

(1) 応急仮設住宅として都が借り上げることについて、貸主の同意が得られていること。

(2) 家賃が1か月当たり次に定める額以下であること。

地 域	居住人数	家 賃
区 部	2人以下の世帯	95,000 円
	3～4人の世帯	125,000 円
	5人以上の世帯	150,000 円
市町村部	2人以下の世帯	75,000 円
	3～4人の世帯	90,000 円
	5人以上の世帯	105,000 円

(3) 原則として、昭和56年6月1日以降に建築された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性を確認できる住宅

5 都が負担する経費と上限・・・下表のとおり。

家賃	…上記「4（2）」のとおり	*左記の全ての支払いを認められたものでなく、あくまで契約に不可欠なものとして、地域の実情に合わせた項目設定により支払います。
共益費（又は管理費）	…通常徴収している額	
礼金	…家賃の1箇月分	
退去修繕負担金	…家賃の1箇月分	
仲介手数料	…0.5箇月分（税別）	
火災保険等損害保険料	…年間15,000円を上限とする。	

※ 上表以外に必要となる経費は入居者負担となります。（例：光熱水費、駐車場料金、自治会費、専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費等）

※ 原則として、エアコン、ガスコンロが設置されている住宅を提供します。また、照明器具、布団等の備品はこれまでに提供されているものと重複しない範囲で用意します。

6 申込手続きの最初の流れ

- ① 被災時に居住していた区市町村の窓口にて、制度の説明・申込書類の配付を受けてください。
- ② 区市町村の窓口にて、希望申込票と本人確認書類、罹災証明書等を提出して、申し込んでください。
- ③ 都では、提出いただいた希望申込票の情報に基づき、協定を締結している不動産業団体から物件情報の提供を受け、区市町村を通じて、被災者に提供します。
- ④ 物件情報をご覧になり、担当の不動産業者に連絡をしていただき、内見をしてください。
- ⑤ 物件が決まりましたら、担当の不動産業者に連絡し、貸主の承諾を得た上で、申請書を区市町村の窓口にご提出ください。
- ⑥ 都では、申請書の内容に基づき、貸主と賃貸借契約を締結するとともに、被災者（入居予定者）と一時使用賃貸借契約を締結し、必要な手続きを行った上で、物件を引き渡します。（別紙3のフロー図参照）

7 協力不動産業団体

- （公社）東京都宅地建物取引業協会
- （公社）全日本不動産協会東京都本部
- （公社）東京共同住宅協会
- （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

8 お問い合わせ先

被災時に居住していた区市町村にご相談ください。

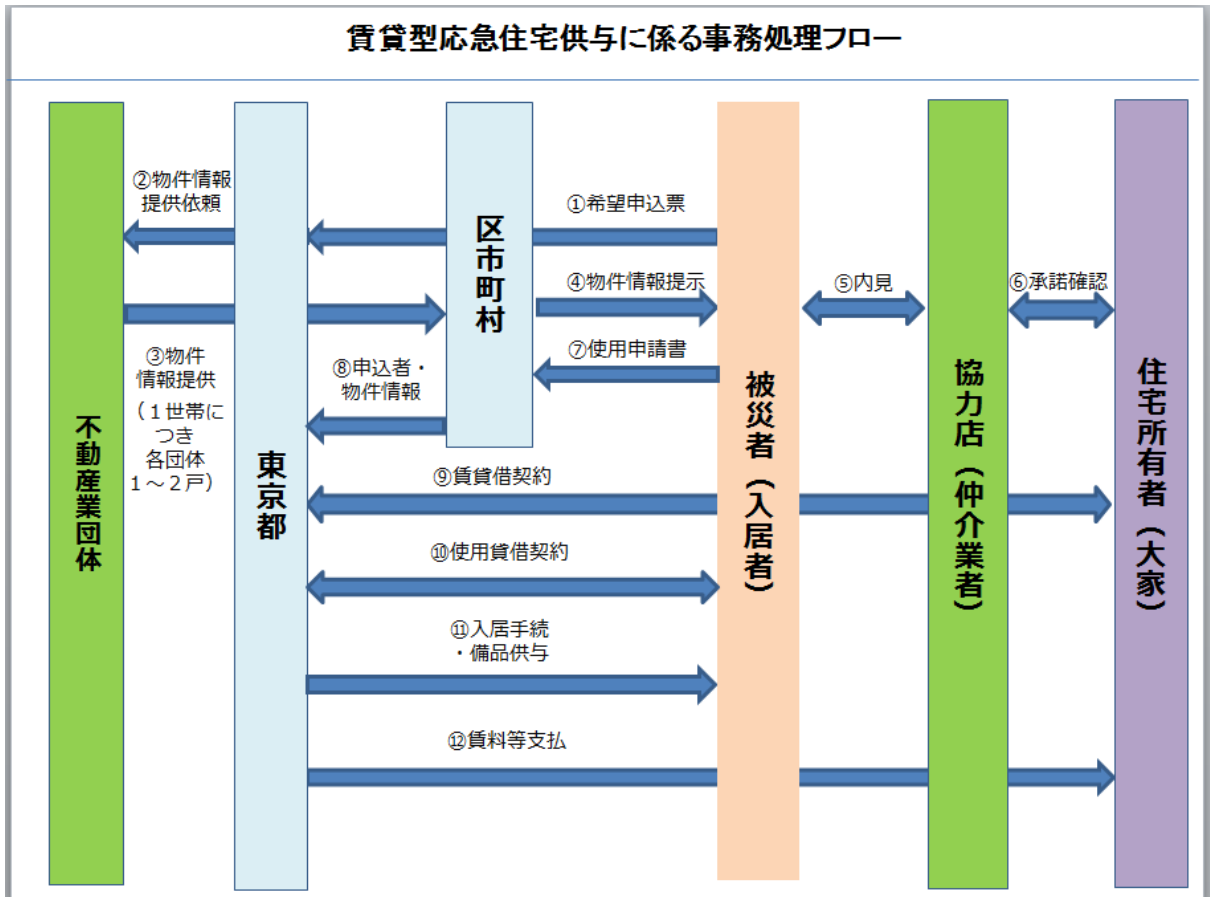
別紙1「賃貸型応急住宅に係る区市町村窓口一覧」参照

9 その他留意点等

- * 入居契約は、貸主と東京都の建物賃貸借契約と被災者（入居予定者）と東京都の一時使用賃貸借契約となります。
- * 応急仮設住宅から応急仮設住宅への住み替えはできません。
- * 災害救助法による住宅の「応急修理」又は「障害物の除去」制度との併用はできません。
- * 既にご自身で民間賃貸住宅に入居されているが、上記3に該当する場合、当該住宅が対象とみなされる場合がありますので、個別に区市町村にご相談ください。

災害救助法適用 7区17市4町1村

墨田区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町



※ 都では、⑧～⑫の業務について、今後、委託する予定です。

※ あきる野市は、市が都に代わって当該事務を行います。